

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令について

1 改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の一部の施行に伴い、必要とされる規定の整理を行うもののほか、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第176条の2の規定に基づき所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

以下の省令を対象とし、マイナンバー法第2条第15項を引用している様式等の該当箇所を「第2条第15項」から「第2条第16項」に改正する。

- ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）
- ・電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）
- ・電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）

また、「電気通信事業法施行規則」の様式第18注23及び「電気通信事業報告規則」の様式第3別表2注11中「第2条第15号」を「第2条第16項」に改正する。

加えて、法第176条の2の規定に基づき「電気通信事業報告規則」の様式第25注1及び注3中「第16条」を「第15条（第2項を除く。）」に改正する。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行するものとする。